

令和3年6月吉日

保護者 各位

金沢龍谷高等学校 事務室

高等学校等就学支援金の手続きについて
(令和3年4月分～6月分を受給されている方向け)

国による授業料支援の仕組みである高等学校等就学支援金について、これから令和3年7月分～令和4年6月分(最終学年は3月分まで)の手続きを行う期間となります。手続きについてご留意いただきたい事項を以下のとおりお示しします。必ずご確認くださいませようお願いします。

記

① 令和3年7月以降分の審査手続きについて

入学時等に**保護者全員のマイナンバー**を提出し、**令和3年4月分～6月分を受給されている方**については、**令和3年7月以降分の手続きは原則不要(※)**です。県がマイナンバーを用いて課税情報の確認及び受給資格の審査を行います。決定後、各ご家庭にお知らせいたします。

※途中で保護者の変更があった場合等は手続きが必要になります。

② 保護者の居住地の変更があった方について

令和2年1月1日～令和3年1月1日の間に**保護者の居住地変更があった方**については、その旨を学校事務室までご連絡ください。手続きに必要な書類がありますのでお子さまにお渡しいたします。

(マイナンバーを利用し、審査手続きを行うために必要です。)

③ 保護者の変更、住民税額の変更がある場合の手続きについて(随時)

住民税額(都道府県民税・市町村民税)の変更がある場合、および離婚・養子縁組等により保護者の変更がある場合には速やかに届出書等をご提出いただく必要があります。

必要な手続きをご案内しますので、**これらの変更があることが分かった時点で、すぐに学校事務室までご連絡いただきますようお願いします。**

※手続きが遅れた場合、就学支援金支給額の変更ができない場合があります。

(本件に関するお問い合わせ先)
金沢龍谷高等学校 事務室 TEL:240-7777